9枚目

36　無線局の区別	（　　局分）
37　通信の相手方となる人工衛星局に係る軌道又は位置	
38　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
39　当該人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
40　人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外）に関する事項	
41　通信の制御に関する事項	

42　業務区域	基本コード	付加コード	備考

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　１、９、17、26、28、30、32、34及び36の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載し、携帯移動地球局又は設備規則第54条の３第１項若しくは第２項においてその無線設備の条件が定められている地球局について第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条の２第６項及び第25条第７項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

［削る］

２　［略］

３　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

５　４の欄は、次によること。

［(1)　略］

注１　※印を付けた欄は、記載しないこと。

２　１、24、26、28、30、32及び34の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

３　［同左］

４　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

５　３の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

６　［同左］

［(1)　同左］